

夕張市総合計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 夕張市総合計画並びに第3期夕張市地方人口ビジョン及び地方版総合戦略（以下、「総合計画等」という。）の策定にあたり、広く関係者の意見を聴取し、必要な検討を行うため、夕張市総合計画等策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 総合計画等の策定に関すること
- (2) 前号に掲げるもののほか、委員長が必要と認める事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員は、産業、金融、教育、福祉等の関係分野に属する団体の関係者の中から市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、総合計画等が策定された日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は互選とし、副委員長は委員長が指名することとする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(オブザーバー)

第6条 委員会にオブザーバーを置くことができる。

- 2 オブザーバーは、専門的知識を有する者の中から市長が委嘱する。
- 3 オブザーバーは、委員長の求めに応じて委員会の会議に出席し、意見を述べることができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めたときは、関係職員を委員会の会議に出席させて、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総務企画課内に設置する事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年6月1日から施行する。

別表

No	所属	役職	氏名
1	夕張市社会福祉協議会	事務局長	天野 隆明
2	夕張市医師会	会長	中條 俊博
3	夕張保育協会	事務局長	藤原 優介
4	夕張市農業協同組合	専務理事	武岡 宏樹
5	夕張商工会議所	相談所長	坪田 聡
6	一般社団法人夕張市観光プロモーション	会長	若狭 翁斉
7	夕張鉄道株式会社	常務取締役	大島 恵司
8	夕張市社会教育委員会	社会教育委員長	小網 敏男
9	北海道夕張高等学校	校長	熊谷 孝宏
10	夕張市校長会	会長	山中 晴吾
11	夕張市 PTA 連合会	会長	渡辺 芳賢
12	特定非営利活動法人夕張市体育協会	理事長	角田 浩晃
13	ゆうばり再生市民会議	代表	澤井 俊和
14	千歳公共職業安定所夕張出張所	出張所長	飛田 高弘
15	株式会社北洋銀行夕張支店	支店長	小林 弘明